

事業再生計画実施関連保証【経営改善サポート保証】

各種機関の支援を受け事業再生を図ろうとされる方に

対象者	下記の計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 なお、計画は次の内容を満たすものまたは含むものとする ①債権者間の合意がとれているもの ②申込人の経営に係る現況・課題と、課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画			
保証限度額	2億8,000万円以内（組合の場合は4億8,000万円以内）			
保証割合	80%（責任共有対象） ただし、責任共有対象外である保証付の既往融資金を本制度により同額以内で借り換える場合は、100%（責任共有対象外）			
保証料率	責任共有対象 年0.80%			
	会計参与設置会社 による割引	○	有担保割引	×
保証料率	責任共有対象外 年1.00%			
	会計参与設置会社 による割引	○	有担保割引	×
資金使途	事業資金（事業再生計画の実施に必要な資金）			
保証期間	（1）一括返済 1年以内 （2）分割返済 15年以内（据置期間1年以内を含む）			
返済方法	分割返済または一括返済			
担保	必要に応じて要する			
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要			
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、下記の計画の添付が必要			

◇事業再生計画

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 中小企業再生支援協議会^(※1)の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）または同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑩ 中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪ 経営サポート会議^(※2)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画

※1 産業復興相談センターを含む。

※2 信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場。

◇期中における取扱い

中小企業等	・四半期に1回、金融機関に対して、計画の実行状況を報告。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再生計画が前頁に定める機関、機構または会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業等に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。 ・金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業等の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業等の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告。 ・金融機関は中小企業等の実行状況を踏まえ、（事業再生計画が前頁に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

◇イメージ図

